

第2章

基本的な考え方

1. 対象となる文化芸術の範囲

本基本計画で扱う文化芸術の具体的な範囲は、文化芸術基本法(以下、「法」という。)に例示された分野を踏まえて、以下の分野を対象とします。

<法第8条から第12条の分類>

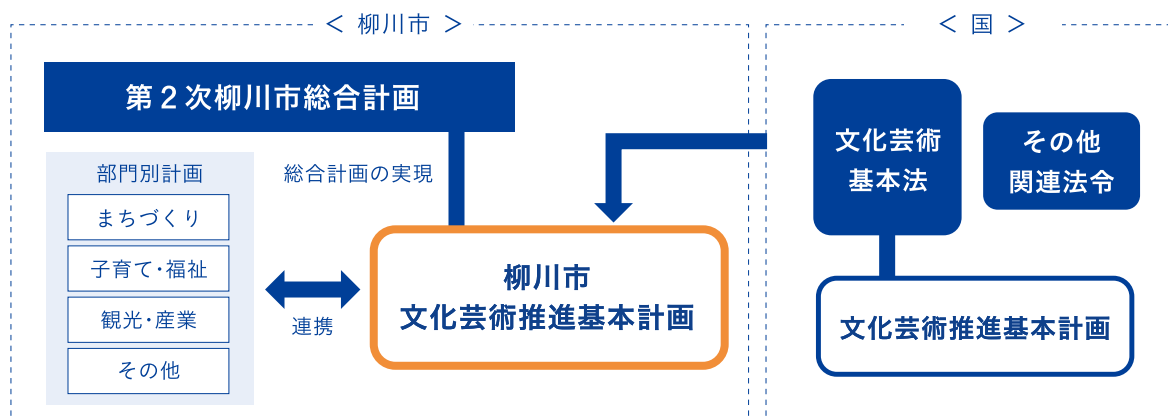
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の日本古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く)
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽等	囲碁、将棋その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード

※文化財(法第13条)については本基本計画の対象とはしないが、本基本計画を遂行する中で必要に応じて活用する。

2. 位置付け

本基本計画は、法に定められた基本理念や文化芸術推進基本計画等を参酌して定める法第7条の2の規定に基づく「地方文化芸術推進基本計画」として位置付けます。

また、本市のまちづくりの最上位計画である第2次柳川市総合計画の将来像を、文化芸術の面から達成していくための部門別計画として策定します。



3. 計画期間

計画期間を令和5(2023)年度から令和14(2032)年度とし、中間年度に必要な見直しを行います。